

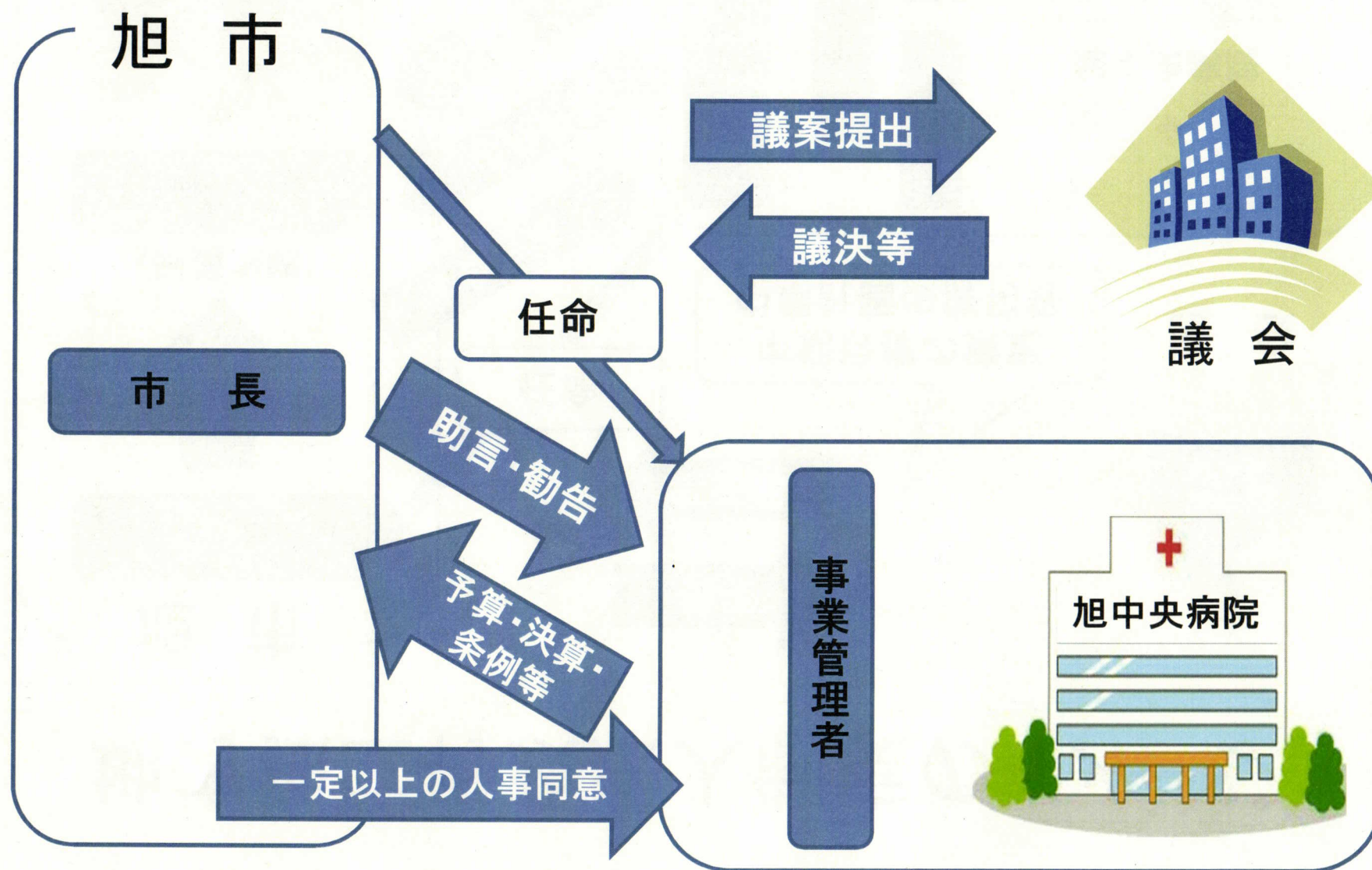
地方公営企業法全部適用と地方独立行政法人の比較

項 目	地 方 公 営 企 業 法 全 部 適 用	地方独立行政法人（非公務員型）
法人格	地方公共団体の一部	あり
設立団体	地方公共団体	地方公共団体
運営責任者	事業管理者（特別職）← 長が任命	理事長（法人の長）← 長が任命
設立団体の長の関与	・ 管理者の任免（７の２） ・ 予算の調製（８） ・ 議会への議案提出（８） ・ 決算の審査等（８） ※ 管理者に一定の権限が付与されるが、長の補助機関であり、事業運営は基本的に地方公共団体の方針に基づく。	・ 理事長及び監事の任免（１４） ・ 中期目標の策定、指示（２５） ・ 中期計画の認可、変更命令（２６） ・ 年度計画の届出受理（２７） ・ 業務実績評価（対議会報告）（２８） ・ 中期計画終了時の検討、報告聴取、立入検査、是正命令（３１） ※ 上記により、設立団体の方針が反映されるが、年度毎の事業は、事前届出と事後評価により、法人の裁量・責任が強い。
議会の関与	・ 地方公営企業の設置（条例の議決）（４） ・ 予算の議決（２４） ・ 決算の認定（３０） ・ 料金に係る条例制定（６・９）	・ 地方独立行政法人の設立（７） ・ 定款の作成及び変更（７・８） ・ 中期目標の作成・変更（２５） ・ 中期計画の作成・変更（料金を含む）（２６）

項 目	地 方 公 営 企 業 法 全 部 適 用	地方独立行政法人（非公務員型）
職員の任免	管理者	理事長
職員の身分	地方公務員（独自の職員採用可能）	非公務員
職員の定員	条例で定める	理事長が決定
一般会計からの繰出し	地方公営企業法に基づき「その性質上当該地方公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費」、「当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については一般会計が負担	地方独立行政法人法に基づき、地方公営企業に準じた取扱い（運営費負担金） ※ 法律において財政面における政策医療の提供が担保されている。
予 算	管理者が原案・説明書を作成（議決が必要）	中期計画の範囲内で理事長が作成（議決は要しない）
決 算	管理者が関係書類を長へ提出（議会が認定）	財務諸表を作成して長へ提出（長は議会へ報告）
資金調達（長期）	起 債	設立団体から借入れ（４１） ※ 独自の借入、起債はできない。
資金調達（短期）	一時借入金 ※ 予算の範囲内で借入が可能	一時借入金 ※ 中期計画の範囲内で借入が可能
運営計画	制度としては無い（独自）	長が示した中期目標に基づき法人が中期計画を作成 ※ 目標、計画は議会の議決が必要 法人は中期計画に基づき年度計画を作成し長に提出（議会議決は不要）

項 目	地 方 公 営 企 業 法 全 部 適 用	地方独立行政法人（非公務員型）
実績評価	制度としては無い（独自）	第三者機関である評価委員会が評価を行う。 ※ 事業年度ごと 中期計画の期間終了後

地方公営企業法全部適用のイメージ



地方独立行政法人制度のイメージ

